

市報第 4 号「横浜市営住宅条例の一部

改正についての専決処分報告」について

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令等の一部を改正する政令」を受けて、専決処分により、横浜市営住宅条例の一部を改正しました。

1 専決処分に到った理由

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令等の一部を改正する政令」において、公営住宅法施行令が改正されたことで、「横浜市営住宅条例」の一部を改正する必要が生じましたが、公営住宅法施行令の改正が平成 20 年 3 月 31 日に公布、平成 20 年 4 月 1 日施行となったため、4 月の入居者募集に対応する必要から、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法 179 条第 1 項の規定を適用し、市長専決処分により条例の一部改正を行いました。

2 条例改正の内容

公営住宅の入居に当たっては、原則として、同居親族がいることが要件となりますが、例外的に「特に居住の安定を図る必要がある者」については同居親族がなくとも単身でも公営住宅に入居することができることになっています。(公営住宅法第 23 条)

このたび、平成 20 年 4 月 1 日より、生活保護法による保護に類似する制度として「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付が創設・施行されることにあわせて、「特に居住の安定を図る必要がある者」に、当該支援給付を受けている者を追加する旨の公営住宅法施行令の改正が行われました。(平成 20 年 3 月 31 日政令公布)

「横浜市営住宅条例」では、市営住宅の入居資格について、公営住宅法施行令に従って定めている規定がありますので、その規定(第 7 条第 2 項)に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者」を加えることにいたしました。

3 施行時期

平成 20 年 4 月 1 日